

(12) 検量料金表

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

2) 料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物

品 目	金 額
一般貨物	1 トンにつき 238.20 円

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物

品 目			金 額		
一 般 貨 物			1 トンにつき	196.50 円	
特 定 貨 物	元 地 袋入	穀類	1 トンにつき	226.90 円	
		ふすま・魚粉等	1 トンにつき	340.90 円	
	撒揚袋詰め穀飼類		1 トンにつき	173.60 円	
	棉 花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	538.90 円	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	302.90 円	
	冷凍品・冷蔵品		1 トンにつき	379.10 円	
	銑鉄		1 トンにつき	123.80 円	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		1 トンにつき	147.10 円	
	木材	水面貨物	南洋材	1 トンにつき	172.00 円
			米材・ニューゼーランド材・チー材	1 トンにつき	220.10 円
			北洋材	1 トンにつき	294.00 円
		陸上貨物	南洋材	1 トンにつき	273.60 円
			米材・ニューゼーランド材・チー材	1 トンにつき	292.60 円
			北洋材	1 トンにつき	340.60 円
	撒貨物	砂糖・ 肥料原料	トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円
			ホッパースケールによる場合	1 トンにつき	67.00 円
		穀飼類	トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円
			ホッパースケールによる場合	1 トンにつき	47.00 円

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料

金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ 3 ヶ月以上の長期契約があること。

ロ 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること。

ハ 1 回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量 10 万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 2,823 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 4,391 円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 3,035 円
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき 4,721 円

本料金は、昼間作業にあつては 8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における 1 件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の 4 トン分に満たない場合に適用し、1 件の請求額が 4 トンに満たない場合は、4 トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ 船積貨物検量証明書については、3 通まで 1,105 円、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1 枚につき 312 円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき	35 銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。